

広島市子育て家庭等居場所づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての子ども及びその家庭等に対し、既存の施設や地域にある様々な場所を活用して、安全・安心で気軽に立ち寄ることができる居場所を設けるとともに、困難を抱え支援が必要な子ども等を早期に発見し、子ども家庭センターにつなげる仕組みを構築することによって、子ども等に対する地域の支援体制を強化するため、子ども及びその家庭等の居場所づくりを行う法人又は任意団体（以下「実施団体」という。）に対し、予算の範囲内において広島市子育て家庭等居場所づくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、本市が選定した実施団体に対し、当該事業の実施に必要な経費として、これを交付する。

2 実施団体の選定方法については、別に定める。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業は、第1条の趣旨に基づき、広島市内において実施する事業であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業の対象者は、広島市内に住所を有する小学校就学の始期から大学卒業程度にある者（未就学の弟妹を含む。）及びその親等とし、これらの利用が、1日当たり14名程度以上見込めること。また、別表第2(1)における、年間必須利用人数以上の利用が見込めること。なお、本事業の趣旨を逸脱しない範囲（利用者の半数は対象者であること）において、地域住民も利用できるものとする。ただし、別表2(1)における、年間必須利用人数には、地域住民は含めないものとする。
- (2) 次に掲げる全ての支援（以下「基本事業」という。）を行う居場所づくりであること。
 - ア 食事を調理（参加者の調理実習を含む。）し、提供する食事支援を行うこと。
 - イ 学習習慣の定着を図るため、学習支援を行うこと。
 - ウ 遊びやものづくりなどの体験を通じ、対象者同士の交流支援を行うこと。
 - エ 対象者の悩みなどの相談に乗り、不安の解消に繋げる支援を行うこと。
 - オ 子ども用品（文房具等）の提供等の生活支援を行うこと。
 - カ 支援が必要な対象者を把握した場合に、区子ども家庭センターへ情報提供を行うこと。
- (3) 年間を通じて、原則月2日以上かつ年間25日以上、1日当たり2時間以上実施すること。ただし、開設初年度の実施団体においては、この限りではない。
- (4) 事業を行う場所等について、次に掲げるとおりであること。
 - ア 居室等は、14名程度が一度に利用しても支障がない程度の広さを有し、食事、学習及び交流等の機会の提供、生活支援が可能な設備を備えていること。
 - イ 事業実施中等において、対象者の安全管理に十分配慮すること。また、食事提供に当たっては、衛生管理やアレルギーの有無等に十分配慮するとともに、開設時に、開催場

所を所管する広島市保健所へ衛生管理に関する相談を行い、必要な助言及び指導を受けること。

ウ 地域住民の理解が得られること。

- (5) 開設時間中は、常駐できる責任者（管理者）を1名と、支援活動の補助等ができるスタッフ（学生等）を2名以上配置すること。
 - (6) 対象者を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な保険に加入すること。
 - (7) 対象者の利用は、無料とすること。ただし、食事代やレクリエーション代については、実費相当額の範囲内で徴収することができる。
 - (8) 営利を目的とした、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教を利する事業でないこと。
 - (9) 国、地方公共団体、地方公共団体の外郭団体から助成金及び補助金を受けていないこと。
 - (10) 特定の技能の向上を目指す教室事業や、競技目的のための事業でないこと。
 - (11) 事業の趣旨を踏まえ、継続した取組とすること。
- 2 実施団体は、夏休み及び冬休み等の長期休暇期間において、別表第2(3)として実施日数を追加して基本事業を行うことができる。ただし、この場合の実施日数及び利用人数について、別表第2(1)における年間開設日数及び年間必須利用人数に含めない。

（補助対象団体）

第4条 補助金の交付を申請できる団体は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 広島市内に住所を有する地域住民で組織し活動している団体、又は広島市内で活動している団体であること。
- (2) 補助対象事業において、明朗な会計や経理を報告できること。
- (3) 実施団体の活動内容が公序良俗に反しないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。
- (5) 代表者又は役員が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きをしている法人でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (8) 広島市競争入札参加者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置に該当しないこと。
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税、広島市税を滞納していないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、本事業の実施に要する経費のうち別表1に掲げる経費とする。

- 2 本事業以外の事業等を実施している実施団体にあつては、本事業に係る経費とそれ以外の事業等に係る経費を明確に区分しなければならない。

（補助額）

第6条 補助額は、国の定める補助基準額を上限とし、別表2(1)～(3)に掲げる補助基準額等を合算した額（以下「補助上限額」という。）と補助対象経費の実支出額のいずれか低い方の額と

する。この場合に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 本事業開始後に、年度途中で補助事業を廃止する場合の補助上限額は、本事業開始月から年度末までの月数で除したものに、事業実施月数を乗じて得た額を上限とし、算出した金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、指定期日までに、広島市子育て家庭等居場所づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助対象資格確約書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定)

第8条 市長は、前条の補助金の交付申請があったときは、当該申請書類について審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに広島市子育て家庭等居場所づくり事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査により、補助金を交付することが不相当と認めるときは、速やかに補助金を交付しない決定を広島市子育て家庭等居場所づくり事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。
- 3 補助金は、第1項の交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）からの広島市子育て家庭等居場所づくり事業補助金（概算払）交付請求書（様式第7号）に基づき、原則として概算払いにより交付する。

(交付の条件)

第9条 交付規則第6条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る補助金の収支に関する帳簿や領収証書等の関係書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、広島市子育て家庭等居場所づくり事業仕入れに係る消費税相当額報告書（様式第8号）により速やかに市長に報告すること。
- (7) 市長は前号の報告があった場合には、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- (8) その他交付規則を遵守すること。

- 2 その他、市長は補助金の交付決定を行う場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(計画変更の承認)

第10条 補助事業者が、第8条第2項第2号又は第3号に規定する市長の承認を受けようとする場合には、広島市子育て家庭等居場所づくり事業実施計画変更申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 変更実施計画書(様式第10号)
- (2) 変更収支予算書(様式第11号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には、第8条第1項の交付の決定を変更し、又は全部若しくは一部を取り消すことができる。

3 市長は、前項の決定をしたときは、速やかに広島市子育て家庭等居場所づくり事業変更承認(不承認)決定通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の精算等)

第11条 補助事業者は、毎月の事業実施状況を広島市子育て家庭等居場所づくり事業実施状況報告書(様式第13号)により、翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に定める報告により、事業の実施状況が計画内容と著しく異なる状況が一定期間継続すると認める場合は、広島市子育て家庭等居場所づくり事業是正計画書(様式第14号)の提出を求めることができる。

3 補助事業者は、会計年度が終了したときは、速やかに広島市子育て家庭等居場所づくり事業に係る補助事業実績報告書(様式第15号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第16号)
- (2) 収支決算書兼精算書(様式第17号)
- (3) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し(市長が必要と認めたものに限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の規定による報告を受けた場合においては、報告書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の実施状況が交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、第6条第1項の範囲内で補助金額を確定するものとする。なお、補助事業の審査において、助成金又は補助金(この要綱に基づく補助金を除く。)等の収入は補助事業実施に必要な経費から控除するものとする。

5 市長は、前項の規定により補助金額が確定した場合は、広島市子育て家庭等居場所づくり事業補助金額確定通知書(様式第18号)により補助事業者に通知する。

6 市長は、第4項の規定により補助金額が確定した場合において、第8条第3項の規定により交付された補助金に残額が生じている場合は、補助事業者に返還を命ずるものとする。

7 補助事業者は、前項の規定による命令を受けたときは、速やかにこれを返還しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第12条 市長は、補助事業者がこの要綱の規定に違反した場合のほか、交付規則第18条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかにその決定を広島市子育て家庭等居場所づくり事業補助金(取消・一部取消)決定通知書(様式第19号)により、補助事業者へ通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 5 補助事業者が、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときに納付すべき加算金及び延滞金の額は、交付規則第20条第1項及び第2項の規定による。
- 6 第3項から前項までの規定は、第10条第2項の規定による交付の決定を全部、又は一部を取り消した場合について準用する。

(財産の処分の制限)

- 第13条 交付規則第23条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

(個人情報の保護)

- 第14条 補助事業者は、個人情報の取扱いについて、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(委任規定)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

[補助対象経費]

費 目	内 容 等
人件費	(1) 管理者、支援活動スタッフ、学生ボランティア人件費（1 時間あたり 2 千円を上限とする賃金、謝金等） (2) 外部講師等の謝金 (3) 管理者、支援活動スタッフ、学生ボランティア、外部講師等の交通費
事業費	(1) 食糧費 (2) 消耗品費等 ・取得価格（消費税を含む。）が 2 万円未満の書籍（学習支援に使用する参考書等）、遊具類（トランプ、将棋、スポーツ用品等簡易なもの）、調理器具（鍋、フライパン等）等、事業の実施に最低限必要なもの ・広報用チラシ印刷費、事業に必要な文具類等 (3) こども用品費（文房具、生理用品等のこどもの生活に必要な物品） (4) 光熱水費 (5) 交通費 ・食材の運搬に利用する場合の公共交通機関の運賃、タクシー代、ガソリン代等 (6) 通信運搬費 (7) 保険料 (8) 委託料 ・外部へのホームページ制作委託費等 (9) 賃借料、会場使用料 (10) その他、市長が適当と認める経費

[補助対象外経費]

項 目	内 容 等
団体運営経費	団体の事務職員の賃金や役員報酬、事務所の維持管理経費や借上料等
事業費	(1) 事業に直接必要としない経費 ・電子ゲーム機器、ゲームソフト類、タブレット端末等 (2) 用途の特定が不明な経費 (3) 団体の構成員の親睦等を目的とした会合等の開催経費等 (4) 通常より著しく高額な経費 (5) その他、市長が不適當と認める経費

別表2（第6条関係）

(1) 補助基準額

年間開設日数		年間必須利用人数	補助基準額	
	食事支援			
17日以上	17日以上	—	人件費	287,000円
			事業費	351,000円
			計	638,000円
25日以上	25日以上	350人以上	人件費	418,000円
			事業費	437,000円
			計	855,000円
50日以上	50日以上		人件費	836,000円
			事業費	699,000円
			計	1,535,000円
100日以上	50日以上		人件費	1,487,000円
			事業費	886,000円
			計	2,373,000円

(注) 17日以上の区分は、開設初年度のみ適用。

(2) 年間利用人数加算

年間開設日数		年間必須利用人数	加算額	
	食事支援			
17日以上	17日以上	—	—	
25日以上	25日以上	350人以上	人件費	89,000円
			事業費	25,000円
			計	114,000円
50日以上	50日以上	700人以上	人件費	178,000円
			事業費	50,000円
			計	228,000円
100日以上	50日以上	1,400人以上	人件費	356,000円
			事業費	50,000円
			計	406,000円

(注) 初年度は加算対応の適用なし。

(3) 長期休暇対応支援強化加算

必須利用人数(1日)	加算額(実施日数ごと)	
14人以上	人件費	16,000円
	事業費	8,000円
	計	24,000円

(注) 補助基準額の年間開設日数及び年間必須利用人数には含まない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 実施団体は、個人情報保護の重要性を認識し、当該補助金交付に係る補助事業(以下「事業」という。)を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 実施団体は、事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 実施団体は、事業に従事している者に対し、事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 実施団体は、事業を行うために個人情報を取得するときは、事業の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 実施団体は、広島市の指示又は承諾があるときを除き、事業に関して知り得た個人情報を事業の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第6 実施団体は、事業に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(実施場所以外での事業の禁止等)

第7 実施団体は、事業の実施場所を広島市に報告するものとし、当該実施場所以外で事業を行ってはならない。また、広島市が指定する場所又は実施施設以外に個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第8 実施団体は、広島市の指示又は承諾があるときを除き、事業を行うために広島市から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第9 実施団体は、事業を行うために広島市から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等をこの事業の終了後又は補助金の交付決定の取消後、直ちに広島市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、広島市が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

第10 実施団体は、事業に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及び広島市子育て家庭等居場所づくり事業補助金交付要綱に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、直ちに広島市に報告し、広島市の指示に従うものとする。この事業が終了し、又は補助金の交付決定の取消後においても同様とする。これらの場合において、実施団体は、広島市から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(交付決定の取り消し)

第11 広島市は、実施団体が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は広島市子育て家庭等居場所づくり事業補助金交付要綱に違反した場合には、補助金の交付決定の全部、又は一部を取り消すことができる。

(損害賠償)

第12 事業の実施に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)の生じた経費は、実施団体が負担する。